

番号	令和5年度（委託）第13号	仕様書
件名	名張市立病院等清掃消毒業務委託	
場所	名張市 百合が丘西1-178ほか 地内	
金額	年額 円(内税額 円)	
期間	令和5年8月1日から令和8年7月31日まで	
概要		
対象施設 ・名張市立病院 ・名張市立病院看護師宿舎 ・名張市立病院院内託児所 ・名張市立病院医師職員宿舎		

内 訳 書

名 称	単位	数量	単価	金額(数量×単価)	備 考
名張市立病院等清掃消毒業務委託	年	1			
内訳)					
病院					
日常清掃	年	1			別紙算定根拠による
定期清掃					
内)清潔区域	年	1			
準清潔区域	年	1			
一般区域	年	1			
汚染区域	年	1			
看護師宿舎・託児所					
日常清掃	年	1			
定期清掃					
内)一般区域	年	1			
汚染区域	年	1			
医師宿舎					
日常清掃	年	1			
小 計(年額)					
消費税及び地方消費税					
合 計(年額)					

名 張 市

項目	金額(円)	算定根拠			
1 日常清掃業務					
a 人件費		内訳			
		項目	基本給	人数等	月数
		受託責任者		人/月	12月
		業務責任者		人/月	12月
		作業員		h/月	12月
		合計			円
b 消耗品費		内訳			
		年額			
		円			
c 経費		内訳			
		年額			
		円			
合 計					

名張市立病院等清掃消毒業務委託仕様書

この仕様書は、名張市立病院、名張市立病院看護師宿舎・名張市立病院院内託児所、名張市立病院医師職員宿舎の各清掃消毒業務の内容・基準について、必要な事項を規定するものとする。

ただし、本仕様書に規定のない事項であっても、現場の状況に応じて名張市(以下「発注者」という。)が必要と認めた作業は、委託金額の範囲内で受注者が実施するものとする。

1 総則

名張市立病院、名張市立病院看護師宿舎・名張市立病院院内託児所、名張市立病院医師職員宿舎、(以下「病院等」という。)における清掃消毒業務は、日常清掃消毒業務・定期清掃消毒業務・清潔区域業務・消毒業務・特別清掃消毒業務に区分し、受注者は本仕様書及び「清掃消毒業務委託仕様細則」に基づく清掃消毒業務標準作業書により、業務を遅滞なく誠実に遂行すること。

2 施行区域及び面積

病院等における清掃消毒業務の施行区域は、清潔区域・準清潔区域・一般区域・汚染拡散防止区域・汚染区域・その他の区域に区分する。なお、施行区域の詳細及び面積については別紙「業務仕様設定書」のとおりとする。

3 業務内容

(1) 作業期間

本契約の期間は、令和5年8月1日から令和8年7月31日までの3年間とする。
ただし、契約締結の日から令和5年7月31日までは、業務を履行するための準備及び引継ぎ期間とし、業務を開始する日は令和5年8月1日とする。

(2) 日常清掃消毒業務

清潔区域・準清潔区域・一般区域・汚染拡散防止区域・汚染区域・その他の区域において、常駐従事者が行う日常の清掃

(3) 定期清掃消毒業務

清潔区域・準清潔区域・一般区域・汚染拡散防止区域・汚染区域における定期的な清掃

(4) 特別清掃消毒業務

雨天時の対応、落ち葉清掃作業等、上記の各業務に含まれない清掃

※ なお、施設ごとの業務内容については、別紙(施設別業務内容)のとおりとする。

4 施行方法

受注者は、清掃消毒業務の施行については清掃消毒業務仕様書及び清掃消毒業務仕様細則に基づく清掃消毒業務標準作業書・実施計画表・年間計画表により、常に善良なる受注者の注意をもって誠実に実施すること。また、財団法人医療関連サービス振興会が運用する医療関連サービスマーク制度による「院内清掃業務」の認定を受けていること。なお、契約時に認定証の写しを発注者に提出すること。

(1) 清掃消毒業務標準作業書

受注者は、各清掃消毒単位の清潔度を考慮した、部門ごとの清掃消毒業務の適正化・標準化のために必要な事項を記載した清掃消毒業務標準作業書を作成し、事前に発注者の承認を受けること。

(2) 実施計画・年間計画表

受注者は、清掃消毒業務仕様細則・業務仕様設定書により、各部屋の使用目的に合った実施計画表(日常清掃消毒業務・清潔区域業務を行う計画)・年間計画表(定期清掃消毒業務を行う計画)を提示し、事前に発注者の承認を受けること。

(3) 従事者名簿

受注者は、業務を施行するにあたり従事する者の名簿を事前に発注者に提出すること。

なお、従事者を変更する場合も事前に届け出を行い、発注者の承認を受けること。

(4) その他

受注者は、その他業務施行方法に変更等の必要が生じた時は発注者と協議の上、清掃消毒業務標準作業書の変更を行い、発注者の承認を受けること。

5 請負体制

受注者は自社の社員により以下の管理体制をもって業務を行うものとする。

- (1) 受託責任者 1名
- (2) 業務責任者 1名
- (3) 業務リーダー 1名以上

※ (1)～(3) の内1名以上は200床以上の病院において清掃業務に三年以上の実務経験を有し、病院清掃受託責任者講習を修了している自社の社員とする。なお、受託責任者は業務責任者を兼務することができる。

(4) 従事者 必要数

(5) 作業日(回数) 及び作業時間

① 作業日及び作業時間は、原則として日曜日・祝日を除く平日の午前8時から午後3時まで(ただし定期清掃業務はこの限りではない。)とし、作業は効率的(空き病室の清掃回数を減らす等)かつ迅速に行い延滞しないよう常に心がけること。また、具

体的な作業日（回数）は別紙「業務仕様設定書」のとおりとする。

- ② 1階外来部門及び手術室の日常清掃業務は、原則、診療開始時間前（午前8時30分まで）に集中して行うこととし、診療時間中の清掃作業は控えること。
- ③ 病棟の日常清掃業務は、原則として午前8時から午後3時までとする。ただし、午後3時から午後5時までに退院時清掃が発生した場合を想定し、都度呼び出しが可能な対応を行うこと。また、スタッフを病棟に固定することなく、業務効率化に努めること。
- ④ 作業日及び作業時間に変更が必要な場合は、発注者は受注者と別途、協議すること。

6 連絡体制

受注者は発注者と密接な連絡体制を構築し、業務の遂行、問題点の整理・解決等に努めること。

（1）定期会合

受託責任者は、業務の内容、遂行上の問題点等について発注者と毎月1回定期的な会合を持つこと。

（2）臨時会合

受託責任者は、業務遂行上問題が生じた場合、発注者と臨時の会合を持つこと。

7 作業従事

- （1）清潔・汚染地域を周知させること。
- （2）服装は定められた服装を使用し、常に清潔感のあるよう心掛け、汚染地域にはいるときはガウンテクニック等病院等により定められた手順により行うこと。
また、名札を着用すること。
- （3）手術室等の清潔区域の清掃を行う場合には、当該施設を病原菌等で汚染しないよう、入室時の手洗いやガウンテクニックを適切に行うほか、HEPA フィルター付き掃除機を使用するなど所要の措置を講じるものとする。
- （4）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に規定された特定の感染症に罹患した患者の病室の清掃及び消毒を行う場合には、退出時の手洗い、入退院時のガウンテクニック等により、感染源の拡散の防止に努めるものとする。
- （5）作業従事にあたっては、標準作業書に基づく研修を行い、細心の注意を払い作業を行うこと。
- （6）清掃消毒業務仕様細則の内容を遵守して作業を行うこと。
- （7）その他作業で不明な場合は、発注者の指示に従うこと。

8 点検及び報告

発注者は、受注者が提出した報告書その他の書類等を確認して捺印、もしくは書面にて

確認した旨を連絡するとともに、必要に応じ適切な指示・指導を行い、受注者はその指示・指導に従うものとする。

(1) 業務日報

業務リーダーは、各部署の業務を点検し、業務責任者は状況を把握した後、業務の評価を行った上で、翌日までに発注者に報告すること。

(2) 問題発生時の対応

受託責任者及び業務責任者は、業務遂行上問題が生じた場合、直ちに問題の処理を行うとともに発注者に報告を行うこと。

(3) 検査

発注者は、業務に対して検査を実施し、内容が仕様書等に合致しない時は受注者に作業の手直し及び業務遂行を命ずることができる。

(4) 保管

受注者は、業務日報・その他報告書を作成日より2年間を越える年度末まで保管を行い、発注者より提示の請求があれば開示すること。

(5) その他

受注者は、常に内容の点検・見直しを行い業務改善に努めること。

9 研修体制

受注者は、従事者に対して研修計画を立て、発注者の承認を受けること。

また、研修実施後は発注者へ書面により報告すること。

(1) 清掃技術

受注者は、清潔の保持・感染防止など清掃消毒業務案内書・清掃消毒業務標準作業書に基づき、従事者に対して研修を行うこと。また、清掃機器・清掃用具・消毒方法・消毒薬等の清掃技術の向上・研鑽に努め、従事者に対して研修を行うこと。

(2) 院内感染

受注者は、感染防止のため感染の発生要因等正しい知識を従事者に対して研修を行い、病気に対する偏見等の排除に努めること。

(3) 接遇マナー

受注者は、病院という特殊性を考慮し、患者・来客への接遇に対して十分な研修を行うこと。

(4) その他

受注者は、病院等の業務遂行に支障が出ないよう研修を行うこと。

10 業務上の義務

受注者の従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者の従事者は、常に服装及び態度の厳正を保持するとともに、業務上知り得た

- 秘密を他に漏らしてはならない。
- (2) 受注者の従事者は、清掃消毒業務を行うにあたっては、災害予防に留意するとともに積極的に発注者の事業運営に協力しなければならない。
 - (3) 受注者の従事者は、清掃消毒業務の履行を行うにあたっては、保安規定その他の関係法規を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実にこれを行わなければならぬ。
 - (4) 発注者は、清掃消毒業務の遂行上、緊急の措置を要すると認めたときは、受注者に対し、所要措置をとることができる。
 - (5) 発注者は、清掃消毒業務の遂行上、受注者の従事者のうち、著しく不適当と認められる者があるときは、その事由を明示し、当該従事者の交替を求めることができる。

1.1 法令上の責任

受注者は、受託業務の遂行にあたって、従事者を指揮監督し、労働基準法・労働者災害補償保健法・最低賃金法・職業安定法・その他の関係法令を遵守するとともに、これら法令上の事業主または使用者としてすべての責任を負うものとする。

1.2 保険・損害賠償

設備・建築物等の火災保険・損害保険等の加入及び保険料の負担は、発注者が行う。ただし、受注者の責に帰すべき事由により、設備・建物等に損害を与えた場合、受注者は直ちにその旨を発注者に届け出るとともに、損害を賠償しなければならない。また、受注者が第三者に損害を与えた場合も同様とする。

1.3 業務環境

- (1) 発注者は、受注者の業務に必要なスタッフ控室・資機材置場・電話機・光熱用水等を無償で、受注者に提供するものとする。
- (2) 受注者は、指定されたスタッフ控室等の適切な管理を行わなければならない。

1.4 費用及び支給品

業務に係る費用は以下の消耗品除き、すべて受注者の負担とする。

各種ゴミ袋・トイレットペーパー・ペーパータオル・手洗用液体石鹼・排水口用（三角コーナー用）ネット・ディスポゴム手袋

※使用に際しては必要最低限とすること。

- (1) 委託費用に含むもの

人件費・研修費・業務管理費・システム設計費・印刷製本費・薬剤費・資材費等清掃消毒業務受託に関する経費

(2) 清掃資材

受注者は、清掃工具・機械工具類について契約期間開始までに品質優良なものを用意し、使用するとともに日常清潔保持に努めること。使用する器具・材料は事前に発注者の承認を受けること。なお、モップ・タオル等の種類・使用場所ごとに洗濯するための機器を事前に配備し、発注者の承認を受けること。

(3) 不良箇所の報告

受注者は、業務遂行及び点検中に発見した小規模の不良箇所について、直ちに病院等の修理担当部署に連絡すること。また、支給消耗品の使用頻度が高くなってきた場所の報告も含む。

(4) その他

清掃消毒業務案内書・清掃消毒業務標準作業書に記載のない事項においても、発注者が建物の管理上又は美観上必要と認めた軽微な作業については対応すること。なお、費用については別途協議による。

15 秘密の保持・個人情報保護

- (1) 受注者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)等を遵守し、個人情報保護の重要性を認識し、原契約に基づく本業務の実施に際して知り得た個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人を認識できるもの、又は他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものをいう。以下同じ。)については厳重に管理し、第三者に開示、提供、漏洩してはならない。
- (2) 受注者は、個人情報の適切な保護を図るため、自己の組織内に情報管理責任者を設置し、充分な安全管理措置を講ずること。
- (3) 受注者は、契約の履行に必要な範囲を超えて、個人情報を加工、利用、複写、複製を行わない。
- (4) 受注者は、発注者の求めがある場合は、受注者において個人情報が適切に管理され、また、契約の内容が遵守されていることを発注者に対して報告しなければならない。
なお、個人情報の紛失、漏洩、破壊、改ざん等の事故が生じた場合には、速やかに発注者に報告をするものとする。
- (5) 受注者が本業務の遂行にあたり、受注者の責に帰すべき事由により個人情報の漏洩、破壊、改ざん等が発生し発注者に損害が生じた場合には、受注者が賠償の責を負うものとし、支払い方法については発注者受注者協議のうえ決定する。
- (6) 受注者は、契約書に基づく安全管理措置の内容を、自己の全ての職員が、在職中、退職後を通じて遵守することを保証する。
- (7) その他、個人情報保護に関して必要と認められる事項は、個人情報の保護に関する法律に基づき、発注者受注者協議して定める。

(8) 契約期間終了後も引き続き効力を有する。

16 契約の解除

- (1) 発注者は、次の各号に掲げる場合には、本契約を解除することができる。
- ① 受注者が本契約の条項に違反し、又は本契約に関し発注者に損害を及ぼしたとき。
 - ② 発注者において、受注者が本契約を履行する見込みがないと認めたとき。
 - ③ 受注者が契約の解除を請求し、その事由が正当と発注者が認めたとき。
- (2) 発注者が本契約の条項に違反し契約の履行が不能になったときは、受注者は本契約を解除することができる。

17 支払い条件

- (1) 契約締結日から令和5年7月31日までは準備期間とし、支払いは無いものとする。
- (2) 支払い回数は年4回とし、発注者は受注者からの請求により請求日から30日以内に支払うものとする。

18 その他

- (1) 受注者は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に掲げる基準を満たしていること。
- (2) 8の(3)に基づく発注者が行う検査の結果を、業務に反映させること。
- (3) 受注者は、業務の全部または、一部を第三者に委託してはならない。
ただし、発注者が認めた場合は、その限りではない。
- (4) 本契約満了時に受注者が交代する場合は、次の受注者へ引き継ぎを行うこと。
- (5) この発注案件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除できるものとする。
- (6) この仕様書に疑義が生じた場合については、双方協議して定める。

名張市立病院等清掃消毒業務委託仕様細則

1 業務体制

(1) 管理体制

- 1) 受注者は、名張市立病院内に下記体制をもって常勤し業務を遂行する。
 - a) 受託責任者 1 名
 - b) 業務責任者 1 名 (受託責任者を兼務することができる。)
 - c) 業務リーダー 1 名以上 (業務責任者が不在の場合は、その業務を代行できる者)
※ 受託責任者、業務責任者または業務リーダーのうち1名以上は、200床以上の病院における清掃消毒業務に三年以上の実務経験を有し、病院清掃受託責任者講習を修了していること。ただし、契約期間中に有効期限が切れる場合は、有効期限前に再講習を受講すること。なお、契約締結後及び再講習後は速やかに講習修了証の写しを提出すること。また、作業時間中は必ず有資格者が勤務していること。
 - d) 従事者 必要数
- 2) 受注者は、より良質で、高度なサービス・清掃消毒技術を提供するため専門作業(感染症清掃消毒等)責任者を定め、発注者に届け出ること。専門作業責任者の指導・監督の元で業務を遂行すること。なお、専門作業責任者は1) のa) ~ d) と兼ねることができる。
- 3) 受注者は、発注者と連携を取り、業務の遂行に支障のないよう努めなければならない。
- 4) 受注者は、従事する者の名簿を提出すること。
 - a) 受託責任者、業務責任者及び業務リーダーは、清掃業務における経歴を記載した経歴書及び資格証の写しを提出すること。
 - b) 氏名・生年月日・性別を記載すること。
 - c) 変更があれば、直ちに届け出を行うこと。
 - d) 発注者において清掃消毒業務に従事することが不適当と認められる従事者については、直ちにこれを変更すること。
- 5) 受注者は、従事する者の安全及び健康管理に十分注意すること。
- 6) 受注者は、その他業務の遂行に万全を期すこと。

(2) 担当業務

- 1) 受託責任者の行う主な業務は次のとおりとする。
 - a) 発注者と緊密に連携すること。
 - b) 従事者を統括管理すること。
 - c) 清掃消毒業務標準作業書について発注者と十分に検討を行い、その遂行のため、より良い清掃消毒技術の向上と合理化に努めること。

- 2) 業務責任者の行う主な業務は次のとおりとする。
- 清掃業務における請負区域全般を統括すること。
 - 発注者の意見を業務に反映させるよう業務を円滑に実施すること。
 - 清掃消毒業務における請負業務の責任体制を明確にし、業務の評価を的確に行い業務に従事する者の指導・監督を行うこと。
 - 清掃消毒業務における請負業務の効率的遂行を行うため、効率的な人員配置を行うこと。
 - 清掃消毒業務における請負業務の効率的遂行を行うため、必要な研修計画を策定して実行すること。
- 3) 業務リーダーの行う主な業務は次のとおりとする。
- 清潔・汚染区域を把握し、その特性に関して業務を行う者に対して指導・監督を行うこと。
 - 清掃消毒業務における請負業務の安全に十分注意して業務を遂行すること。
 - 清掃消毒業務における従事者の健康管理に十分注意して業務を遂行すること。
 - 従事者控室・用具保管庫の管理を行うこと。
 - 従事者の作業時の服装や名札の着用について指導を行うこと。
 - 使用薬品等の管理を十分に行うこと。
 - その他業務遂行上必要と思われる項目を掌握し、発注者に対して届け出ること。
- 4) 従事者の行う業務は次のとおりとする。
- 清掃消毒業務標準作業書に従い、業務責任者及び業務リーダーの指示どおりに担当区域の業務を遂行すること。
 - 担当区域で発生した問題について、業務リーダーに直ちに報告を行い指示に従うこと。
 - 担当区域で発生した不良箇所等は、業務リーダーに直ちに報告を行うこと。
 - その他業務遂行上必要と思われる事項を業務リーダー報告すること。

2 清潔・汚染区域管理

(1) 清潔・汚染区域

- 院内感染を防止するため、微生物学の原点に立って感染症の発生要因を正しく認識し、病院という特殊な環境や患者の条件を配慮しながら感染防止の総合的な対策を立て、病院全体として一貫した防止策のもとに清掃消毒を実行しなければならない。
- 清潔区域(手術エリア・I C U等)の清掃消毒業務については、事前に消毒清掃方法をマニュアル化し、発注者の承認を受けること。

- ・汚染区域の消毒清掃業務については、事前に消毒清掃方法をマニュアル化し、発注者の承認を受けること。

(2) 院内感染防止

院内感染を防止するために下記の留意事項を遵守し、従事者に研修を通じ徹底教育を図ること。

- 受託責任者及び業務責任者は常に感染防止策を念頭に置き、発注者と連携し対応処置を十分講じること。
- MRS A等感染に十分注意を払う必要のある患者が発生した場合、受注者は、当院の感染症対応マニュアルを遵守し、発注者の感染防止委員会の承認を得た上で、日常清掃消毒を実施すること。
- 清潔・汚染区域の区分内容・意味を熟知して清潔・汚染管理に努めること。
- 従事者は、清掃消毒業務標準作業書に基づいて汚染に十分注意して業務を行うこと。
- 消毒薬・洗剤等については、使用に際して病院等の許可を得ること。
- 清掃用具等は、次に示す区域ごとに指定する色を各器具の目につく箇所に着色すること。

清潔区域	青色
準清潔区域	緑色
一般区域	白色
汚染拡散防止区域	赤色
汚染区域	
その他の区域	黄色

- 清掃用具等は当該区域にのみ使用し、他に持ち出さないこと。
なお、清掃用具（モップラグ・タオル・クロス等）はその使用区域ごとに洗濯するものとし、洗濯するための設備、保管するためのボックスを地下ゴミ庫内へ常設すること。ただし、院外洗濯をする場合は除く。
(洗濯機は最低でも、7台は必要となる。水道・電源・排水は既に使用可能な状態となっている。)
- 感染性医療廃棄物の取り扱いは、発注者の指示に基づいて行うこと。
- 汚染区域の担当者は入室・退室にあたり、その定められた方法を遵守すること。
- 従事者は感染事故発生時においては、受託責任者に届け出、受託責任者は発注者に報告し、再発防止に努めること。

3 清掃消毒業務標準作業書

受注者は、部署室ごとの日常清掃スケジュール、清掃区分ごとの清掃消毒方法を明記し、発注者の承認を得ること。

清掃消毒業務標準作業書には、次の項目を記載すること。

- a) 清潔・汚染区域の状況をよく理解して清掃消毒方法を決定し、わかりやすく記載すること。
- b) 部屋ごとの使用目的を考慮して、清掃消毒方法を決定すること。（部屋により水の使用出来ない部屋、帯電性の清掃消毒器具を使用出来ない部屋等を考慮する。）
- c) 各部屋の空調を考慮して、作業手順を決定すること。（空気の流れによる浮遊塵等を考慮すること。）
- d) 病院等全体の清掃消毒スケジュールを策定すること。
(詳細は実施計画・年間計画)
- e) 清掃消毒順位を考慮して、スケジュールを調整すること。
- f) 各清掃消毒項目・区域の頻度を設定して、スケジュールを調整すること。
- g) 検査業務の結果を反映させること。
- h) その他清掃消毒関係項目を的確に記載すること。
- i) 記入書類サイズはA4を基本とすること。

4 実施計画

実施計画については清掃消毒業務仕様細則に基づき策定し、受託責任者は業務開始日までに発注者の承認を受けること。

(1) 実施計画

- 1) 実施計画は、日常清掃（日常清掃消毒業務・清潔区域業務）について作成すること。
- 2) 日常清掃（日常清掃消毒業務・清潔区域業務）の実施計画は、ゾーニング別の作業方法に基づいて作成する。週単位で行う業務の頻度を記載し、部門ごと・清掃消毒方法ごとに区分すること。
- 3) 作業実施時間は病棟等の業務遂行に支障の出ないように考慮して、スケジュール調整を行うこと。

5 ゾーニング別の作業方法…「施設別業務内容」を参照のこと

(1) ゾーンの区分

1989年に日本病院設備協会が作成した「日本病院設備協会規格 HEAS-02 病院空調設備の設計管理指針」に取り入れられている、次のゾーニングに基づいて区分するものとする。

ただし、清掃消毒業務標準作業書の作成や清掃消毒業務の遂行にあたっては、当該施設に相応しいゾーニングを検討すること。

1) 清潔区域

4) 汚染拡散防止区域

- | | |
|----------|-----------|
| 2) 準清潔区域 | 5) 汚染区域 |
| 3) 一般区域 | 6) その他の区域 |

(2) 清潔区域の日常的清掃・消毒方法と使用資機材（清潔区域業務）

- 1) 清掃方法
 - ① ゴミの取り除きと屑カゴの消毒
 - ② 高所の埃取り
 - ③ 壁面の清拭
 - ④ 什器、備品の清拭
 - ⑤ 床面の除塵、洗剤拭き
 - ⑥ 床面の消毒(モップあるいは薬剤塗布機を使用すること。)
 - ⑦ 見直し、点検
 - ⑧ ゴミの収集運搬、分別
- 2) 作業工程
 - ① 必要な資機材は消毒して搬入すること。
 - ② 室内のゴミ箱のゴミを取り除き、必要に応じてゴミ箱のビニール袋を交換すること。（ゴミ箱が汚れている場合は、洗剤を入れた溶液に浸したダストクロスで清拭すること。）
 - ③ 高所の埃取りを行うこと。
 - ④ 消毒薬で壁面を清拭すること。
 - ⑤ 什器、備品を整理しながら消毒薬で清拭すること。
 - ⑥ 什器、備品を整理し、移動しながら床面除塵、洗剤拭きをすること。
 - ⑦ 什器、備品を整理し移動しながら、モップ域は薬剤塗布機で床面消毒を行うこと。
 - ⑧ 見直し、点検を行うこと。
 - ⑨ 取り除いたゴミはゴミ置き場へ運び、分別・区分し整理するものとする。
- 3) 使用消毒薬
 - ① 塩化ベンザルコニウム
 - ② 次亜塩素酸ナトリウム
 - ③ 消毒用エタノール
 - ④ グルコン酸クロロヘキシジン
- 4) 資機材の種類
 - ① 機械類…高性能ヘパフィルター付掃除機、ポリッシャー、自動床洗净機等
 - ② 用具類…クロスホルダー、バケツ、モップハンドル、シルバーワイパー、メンテナンスワゴン、ガラススクイジー、計量カップ、脚立等
 - ③ 消耗品…ダストクロス、ウエテックス、滅菌マスク、ワックス、洗剤、消毒薬、手袋、エタノールスプレー、モップラーグ等
 - ④ その他…無塵衣、滅菌ガウン、キャップ、シューズカバー、マスク等

5) 清掃作業手順

① 資機材の準備

- イ) モップラグやタオル類は、事前に次亜塩素酸ナトリウムまたは他の消毒薬で消毒後、乾燥させ専用コンテナーに収納保管し、準備すること。
- ロ) 資機材の小物類はエタノールで清拭して、専用コンテナーに収納保管し、準備すること。

② 資機材の搬入

- イ) 使用する資機材を清潔区域に搬入すること。
- ロ) 資機材をエタノールで噴霧しながら、清潔区域内に搬入すること。

③ 清潔区域内入室準備作業

- イ) 清潔区域専用の清潔な上履きと作業衣に着替えること。
- ロ) キャップから頭髪が露出しないように被り、マスクをすること。
- ハ) エアーシャワーを浴びて埃を取り除くこと。

- ニ) 消毒薬を用いて、手指を消毒すること。

④ 什器、備品の移動と養生

- イ) 什器、備品の位置確認を行い、付箋紙に番号を書き込み貼付すること。
- ロ) 什器、備品で移動できるものは消毒薬で噴霧清拭しながら、床清掃の邪魔にならない場所に移動すること。

⑤ 高所(家具・調度品等の天板、カーテンレール、ドア上部、棧等)・壁面(通常、手の届く範囲)の清掃

- イ) ダストクロス又は高性能ヘパフィルター付掃除機で除塵すること。
- ロ) シルバーワイパー、ウエテックス又はウエス雑巾等を用いて清拭すること。
- ハ) 洗剤での清拭で除去できない汚れは(テープ痕やマジック痕)ベンジン、シンナー、アセトン等を用いること。

⑥ 床面清掃

- イ) ダストクロス又は高性能ヘパフィルター付掃除機で除塵すること。
- ロ) 什器、備品を整理し移動しながら、床面除塵、洗剤拭きをすること。

6) 消毒作業

- ① 滅菌ガウン、キャップ、マスク、シューズカバー、ディスポグローブ、防毒マスク等作業に使用する装備を整えること。
- ② 什器、備品を整理し移動ながら、モップあるいは薬剤塗布機で床面消毒すること。
- ③ 什器、備品、壁面操作パネル等をエタノールで清拭すること。
- ④ 床面はモップラグや薬剤塗布機を用い、天井及び壁面はシルバーワイパー、ウエテックス又はウエス雑巾等を用いて清拭すること。
- ⑤ 室外に移動したものは搬入時にエタノールで清拭し、元の位置へ戻すこと。特に

キャスター部分は入念に消毒すること。

(3) 準清潔区域・一般区域の日常的清掃、消毒方法と使用資機材

1) 清掃方法

清潔区域の日常的清掃・消毒方法と使用資機材と同様

2) 作業工程

- ① 必要な資機材は外部より搬入すること。
- ② 室内のゴミ箱のゴミを取り除き、必要に応じてゴミ箱のビニール袋を交換すること。(ゴミ箱が汚れている場合は、洗剤を入れた溶液に浸したダストクロスで清拭すること。)
- ③ 高所の埃取りを行うこと。
- ④ 消毒薬で壁面を清拭すること。
- ⑤ 什器、備品を整理しながら洗剤で清拭すること。
- ⑥ 什器、備品を整理し、移動しながら床面除塵、洗剤拭きをすること。
- ⑦ 什器、備品を整理し移動しながら、モップ域は薬剤塗布機で床面消毒を行うこと。
- ⑧ 見直し、点検を行うこと。
- ⑨ 取り除いたゴミはゴミ置場へ運び、分別・区分し整理するものとする。

3) 使用消毒薬

清潔区域の日常的清掃・消毒方法と使用資機材と同様

4) 資機材の種類

- ① 機械類…高性能ヘパフィルター付掃除機等
- ② 用具類…クロスホルダー、バケツ、モップハンドル、シルバーワイパー、メンテナンスワゴン、ガラススクイジー、計量カップ、脚立等
- ③ 消耗品…ダストクロス、ウエテックス、ワックス、洗剤、モップラーグ、手袋、マスク等
- ④ その他…清潔、汚染区域に当資機材を持ち込まないこと。

5) 清掃作業手順

① 資機材の準備

イ) モップラーグやタオル類は、事前に次亜塩素酸ナトリウムまたは他の消毒薬で消毒後、乾燥させ専用コンテナーに収納保管し、準備すること。

ロ) 資機材の小物類は、専用コンテナーに収納保管し、準備すること。

② 資機材の搬入

イ) 必要とする資機材を作業区域に搬入すること。

③ 什器、備品の移動

イ) 什器、備品の位置確認を行い、付箋紙に番号を書き込み貼付すること。

ロ) 什器、備品で移動できるものは清掃の邪魔にならない場所に移動すること。

④ 高所(家具・調度品等の天板、カーテンレール、ドア上部、棧等)・壁面(通常、

手の届く範囲)の清掃

清潔区域の日常的清掃・消毒方法と使用資機材と同様

⑤ 床面清掃

清潔区域の日常的清掃・消毒方法と使用資機材と同様

(4) 汚染拡散防止区域の日常的清掃、消毒方法と使用資機材

1) 清掃方法

清潔区域の日常的清掃・消毒方法と使用資機材と同様

2) 作業工程

- ① 必要な資機材は外部より搬入すること。
- ② 室内のゴミ箱のゴミを取り除き、必要に応じてゴミ箱のビニール袋を交換すること。(ゴミ箱が汚れている場合は、洗剤を入れた溶液に浸したダストクロスで清拭すること。)
- ③ 噴霧器を使用し、感染源とみられるエリアを消毒すること。
- ④ 高所の埃取りを行うこと。
- ⑤ 消毒薬で壁面を清拭すること。
- ⑥ 什器、備品を整理しながら消毒薬で清拭すること。
- ⑦ 什器、備品を整理し、移動しながら床面除塵、洗剤拭きをすること。
- ⑧ 什器、備品を整理し移動しながら、モップ域は薬剤塗布機で床面消毒を行うこと。
- ⑨ 見直し、点検を行うこと。
- ⑩ 取り除いたゴミはゴミ置場へ運び、分別・区分し整理するものとする。

3) 使用消毒薬

清潔区域の日常的清掃・消毒方法と使用資機材と同様

4) 資機材の種類

- ① 機械類…高性能ヘパフィルター付掃除機等
- ② 用具類…クロスホルダー、バケツ、モップハンドル、シルバーワイパー、メンテナンスワゴン、ガラススクイジー、計量カップ、脚立等
- ③ 消耗品…ダストクロス、ウエテックス、ワックス、洗剤、モップラーグ、手袋、マスク等
- ④ その他…清潔、準清潔、一般区域に当資機材を持ち込まないこと。

5) 清掃作業手順

① 資機材の準備

準清潔区域・一般区域の日常的清掃、消毒方法と使用資機材と同様

② 資機材の搬入

準清潔区域・一般区域の日常的清掃、消毒方法と使用資機材と同様

③ 什器、備品の移動

準清潔区域・一般区域の日常的清掃、消毒方法と使用資機材と同様

④ 高所(家具・調度品等の天板、カーテンレール、ドア上部、棧等)・壁面(通常、

手の届く範囲)の清掃

清潔区域の日常的清掃・消毒方法と使用資機材と同様

⑤ 床面清掃

清潔区域の日常的清掃・消毒方法と使用資機材と同様

6) 消毒作業

- ① ディスポグローブは、清掃完了の都度、清潔なものに交換すること。
- ② 什器、備品を整理し移動しながら、モップあるいは薬剤塗布機で床面消毒すること。
- ③ 什器、備品、壁面操作パネル等をエタノールで清拭すること。
- ④ 床面はモップラグや薬剤塗布機を用い、天井及び壁面はシルバーワイパー、ウエッテックス又はウエス雑巾等を用いて清拭すること。
- ⑤ 室外に移動したものは搬入時にエタノールで清拭し、元の位置へ戻すこと。特にキャスター部分は入念に消毒すること。

資機材の搬出入や人の出入りに関しては、清潔区域とは逆に内から外への汚れ(微生物・病原細菌等を含む)の汚染拡散が起こらないように最大限の注意を払い、資機材等においては汚染拡散防止区域専用とすること。

(5) 汚染区域の日常的清掃、消毒方法と使用資機材

1) 清掃方法

清潔区域の日常的清掃・消毒方法と使用資機材と同様

2) 作業工程

- ① 必要な資機材は外部より搬入すること。
- ② 感染源とみられるエリアを消毒すること。
- ③ 室内のゴミ箱のゴミを取り除き、必要に応じてゴミ箱のビニール袋を交換すること。(ゴミ箱が汚れている場合は、洗剤を入れた溶液に浸したダストクロスで清拭すること。)
- ④ 高所の埃取りを行うこと。
- ⑤ 消毒薬で壁面を清拭すること。
- ⑥ 什器、備品を整理しながら洗剤で清拭すること。
- ⑦ 什器、備品を整理し、移動しながら床面除塵、洗剤拭きをすること。
- ⑧ 什器、備品を整理し移動しながら、モップ域は薬剤塗布機で床面消毒を行うこと。
- ⑨ 見直し、点検を行うこと。
- ⑩ 取り除いたゴミはゴミ置場へ運び、分別・区分し整理するものとする。

3) 使用消毒薬

清潔区域の日常的清掃・消毒方法と使用資機材と同様

4) 資機材の種類

汚染拡散防止区域の日常的清掃、消毒方法と使用資機材と同様

5) 清掃作業手順

① 資機材の準備

清潔区域の日常的清掃・消毒方法と使用資機材と同様

② 資機材の搬入

清潔区域の日常的清掃・消毒方法と使用資機材と同様

③ 什器、備品の移動

清潔区域の日常的清掃・消毒方法と使用資機材と同様

④ 高所(家具・調度品等の天板、カーテンレール、ドア上部、棧等)・壁面(通常、手の届く範囲)の清掃

清潔区域の日常的清掃・消毒方法と使用資機材と同様

⑤ 床面清掃

清潔区域の日常的清掃・消毒方法と使用資機材と同様

6) 消毒作業

① ディスポグローブは、清掃完了の都度、清潔なものに交換すること。

② 什器、備品を整理し移動しながら、モップあるいは薬剤塗布機で床面消毒すること。

③ 什器、備品、壁面操作パネル等をエタノールで清拭すること。

④ 床面はモップラグや薬剤塗布機を用い、天井及び壁面はシルバーウィパー、ウエッテックス又はウエス雑巾等を用いて清拭すること。

⑤ 室外に移動したものは搬入時にエタノールで清拭し、元の位置へ戻すこと。特にキャスター部分は入念に消毒すること。

資機材の搬出入や人の出入りに関しては、清潔区域とは逆に内から外への汚れ(微生物・病原細菌等を含む)の汚染拡散が起こらないように最大限の注意を払い、資機材等においては汚染区域専用とすること。

(6) その他の区域の日常的清掃(日常清掃消毒業務)

1) 清掃方法

① ゴミの取り除きと屑カゴの消毒

② ゴミ拾い、除草(2階庭園及び病院正面側駐車場)、落ち葉清掃

③ 床面の除塵

④ 植栽の散水

⑤ 見直し、点検

⑥ トイレウォシュレット

⑦ 空調エアコン吹き出し口の結露等

⑧ 雨水の侵入防止

⑨ ゴミの収集運搬、分別

⑩ 医師宿舎の共用部分(照明、手すり、床)

2) 作業工程

- ① 室内外のゴミ箱のゴミを取り除き、必要に応じてゴミ箱のビニール袋を交換すること。(ゴミ箱が汚れている場合は、洗剤を入れた溶液に浸したダストクロスで清拭すること。)
- ② ゴミ拾いと、必要な箇所の除草を行うこと。
- ③ 床面除塵をすること。
- ④ 植栽に散水を行うこと。(特に正面玄関前のプランターへは、夏場は毎日行うなど充分に配慮するとともに、各階へ設置されたプランターについても、夏場は週に1回は必ず行うこと。)
- ⑤ その他、管理上及び美観上必要と認められる軽微な作業を行うこと。
- ⑥ 取り除いたゴミはゴミ置場へ運び、分別・区分し整理するものとする。
- ⑦ 冬場、寒暖差により空調吹き出し口が結露した場合は、床落ちないよう注意を払い、拭き取ること。また、埃、カビも付着するため、注意を払い、拭き取ること。
- ⑧ 豪雨時、非常口のサッシャリ、雨水の侵入に注意を払い、タオル等で拭き取ること。
- ⑨ 取り除いたゴミはゴミ置場へ運び、分別・区分し整理するものとする。
- ⑩ 医師宿舎の共用部分の照明周り、手すり、床、階段を1週間に1回行う。

6 退院清掃の取扱

退院時及び病室移動時に病室の清掃を行うこと。ただし原則、午前8時から午後3時までに退院時及び病室移動時の病室清掃を行うこととするが、万一、午後3時から午後5時までに退院時清掃が発生した場合を想定し、都度呼び出しが可能等の対応を行うこと。また、スタッフを病棟に固定することなく、業務効率化に努めること。

退院時であるからこそ清掃できる箇所、カーテンレール上、ファンコイル下、空調排気口の埃を取り除くこと。窓側のカーテンにカビを発見した場合は、拭き取り消毒するものとするが、洗濯が必要な場合は、発注者へ報告すること。

7 特別清掃業務

(1) 屋内関係

(汚れが顕著になった場合、発注者と協議して実施すること。なお、これらの業務の費用は契約金額に含まない。実施する場合の費用については別途協議による。)

1) 蛍光灯・電灯

- ① 蛍光灯・電灯のカバーを洗剤を使用して清拭すること。
- ② 蛍光灯・電灯を清拭すること。

2) スピーカー

- ① スピーカーの表面を清拭すること。

3) ブラインド

- ① モップハンドル等を使用して埃を取ること。
- 4) その他
- ① ザーニング別の作業方法に定められていない範囲で汚れなどが顕著になった場合、発注者と協議して実施すること。

8 その他の業務

(1) 不良箇所の報告

- 1) 蛍光灯・電灯
 - ① 蛍光灯・電灯の不良箇所(点滅・照度不良等)を発見した場合、業務責任者に届け出ること。
 - ② 業務責任者は発注者に連絡すること。
- 2) 水漏れ
 - ① 洗面所蛇口の水漏れを発見した場合、業務責任者に届け出ること。
 - ② 業務責任者は病院等修理担当部署に連絡すること。
- 3) ノブ等
 - ① ドアのノブ等の不良を発見した場合、業務責任者に届け出ること。
 - ② 業務責任者は発注者に連絡すること。

(2) 雨天時対応

- 1) 玄関
 - ① 雨水で汚れが目立つ箇所の清拭を行うこと。

(3) ゴミ庫における業務内容

病院地下ゴミ庫へは、病院等のゴミ全部が寄せられてくるため、決められた分類ごとに分別し、常に整理整頓を行うとともにゴミの再資源化、減量化を図ること。

① ゴミの分別

感染性廃棄物・ダンボール、紙類、容器包装プラスチック類、不燃物、可燃物(オムツを含む・感染性を除く)、ペットボトル(フィルムを剥し洗浄された物)、瓶缶類、乾電池等を、定められた方法で定められた場所に分別するとともに、一定量たまつた段階で規定場所へ移動し、飛散等がないよう保管すること。

なお、看護師宿舎と医師職員宿舎については、一般家庭と同様に市が曜日を指定し各ゴミ集積所へ収集に来るが、それぞれのゴミの出し方によっては収集されないゴミが残るため、市の収集が終わった後に見回り、取り残されたゴミはゴミ庫へ持ち帰り、再度分別して処分すること。

また、看護師宿舎と医師職員宿舎の資源ゴミは、一般家庭とは別になっているため、市が指定した日に排出される資源ゴミをゴミ庫に持ち帰り、再度分別して処分すること。

② 産業廃棄物の処理

感染性廃棄物と不燃物（産業廃棄物 ガラス屑・プラスチック屑）については、発注者が指定した業者が定期的に収集に来るため、収集車への搬入に協力すること。また、受渡確認表等について受け渡しを行うこと。

③ 資源ごみの処理

ダンボール、紙類、ペットボトルおよびアルミ缶については、一定量たまつた段階で発注者が指定する事業者が回収を行うため、一定量貯まつた段階で発注者へ報告すること。その他、粗大ゴミ等の対応については、その都度発注者と協議すること。

（4）その他

- 1) 夜間・休日用の清掃カート（清掃用具を含む）1台を地下通路に常設すること。
- 2) 本仕様に定めの無い事項は、発注者と受注者の協議により決定する。

定期清掃消毒業務仕様細則

年間計画

(1) 年間計画

- 1) 定期清掃消毒業務について、年間計画を作成し、発注者へ提出すること。
- 2) 作業場所ごとに清掃消毒方法及び作業時期を記載し作成すること。

(2) その他

- 1) その他病院等内の清潔保持に関して、発注者が必要と認める事項については、別途年間計画を作成すること。

ゾーンニング別清掃方法

(1) 清潔区域の定期的清掃・消毒方法と使用資機材

1) 清掃方法

- ① 床面の洗浄後ワックス仕上げ(剥離洗浄作業の実施時期については、発注者と協議すること。)
- ② 壁面、天井の清拭
- ③ 什器、備品の清拭
- ④ 床面、壁面、天井、什器、備品の洗浄

2) 作業工程

- ① 必要な資機材は消毒して搬入すること。
- ② 什器、備品を整理し搬出できるものは、室外へ移動すること。
- ③ 天井、壁面を洗剤・消毒拭きすること。
- ④ 床面洗浄後ワックスを2回塗布すること。
(ただし、剥離洗浄後はワックスを3回塗布すること。)
- ⑤ 医療機器、什器、備品をエタノールで清拭すること。
- ⑥ 医療機器、什器、備品を養生すること。
- ⑦ 床面、天井、壁面を清拭すること。
- ⑧ 医療機器、什器、備品の養生を外すこと。
- ⑨ 室外へ移動した什器、備品のキャスターを消毒しながら搬入すること。
- ⑩ 完了点検を行い、資機材を搬出すること。

3) 使用消毒薬

- ① 消毒用エタノール
- ② 次亜塩素酸ナトリウム
- ③ 清掃用洗剤（事前に発注者と協議し、認められたもの）
- ④ 発注者から提供される消毒薬（無菌室のみ）

4) 資機材の種類

- ① 機械類…ポリッシャー、自動床洗浄機、ウェットバキューム、
高性能 HEPA フィルター付掃除機等
- ② 用具類…クロスホルダー、バケツ、モップハンドル、シルバーワイパー、
メンテナンスワゴン、ガラススクリュー、計量カップ、脚立等
- ③ 消耗品…ダストクロス、ウエッテックス、剥離剤、ワックス、洗剤、手袋、エタノールスプレー、モップラーグ等
- ④ その他…キャップ、シューズカバー、マスク、清潔な作業衣等

5) 清掃作業手順

① 資機材の準備

- イ) モップラーグやタオル類は、事前に次亜塩素酸ナトリウムまたは他の消毒薬で消毒後、乾燥させ専用コンテナーに収納保管し、準備すること。
- ロ) 資機材の小物類はエタノールで清拭して、専用コンテナーに収納保管し、準備すること。

② 資機材の搬入

- イ) 使用する資機材を清潔区域に搬入すること。
- ロ) 資機材をエタノールで噴霧しながら、清潔区域内に搬入すること。

③ 清潔区域内入室準備作業

- イ) 清潔区域専用の清潔な上履きと作業衣に着替えること。
- ロ) キャップから頭髪が露出しないように被り、マスクをすること。
- ハ) エアーシャワーを浴びて埃を取り除くこと。（手術室のみ）

二) 消毒薬を用いて、手指を消毒すること。

④ 什器、備品の移動と養生

- イ) 什器、備品の位置確認を行い、付箋紙に番号を書き込み貼付すること。
- ロ) 什器、備品の位置をデジタルカメラで撮影すること。
- ハ) 什器、備品で移動できるものはエタノールで噴霧清拭し、養生後作業の邪魔にならない場所に移動すること。

二) 無菌室については、発注者から提供される消毒薬で清拭すること。

⑤ 天井及び壁面の清掃(通常では手の届かない範囲についても、対象とする。)

- イ) ダストクロス又は高性能 HEPA フィルター付掃除機で除塵すること。
- ロ) シルバーワイパー、ウエッテックス又はウエス雑巾等を用いて清拭すること。
- ハ) 洗剤での清拭で除去できない汚れは(テープ痕やマジック痕)ベンジン、シンナー、アセトン等を用いること。

二) 無菌室については、発注者から提供される消毒薬で清拭すること。

⑥ 床面清掃

- イ) ダストクロス又は高性能 HEPA フィルター付掃除機で除塵すること。
- ロ) 洗剤を用いて、ワックスを洗浄すること。
(ただし、剥離作業時は剥離剤を用いること。)
- ハ) 耐アルコール用抗菌コート高濃度樹脂ワックス（有効固形分 24%以上）
を 2 回塗布すること。（1 回目を十分乾燥させてから、2 回目を塗布すること。）ただし、剥離剤を用いた場合は、3 回塗布する。
- ニ) 室外に移動したものは搬入時に洗剤で清拭し、元の位置へ戻すこと。
特にキャスター部分は入念に清拭すること。

6) 報告

- ① 受注者は、清掃業務が完了した時は、その都度実施日時、実施場所、実施概要等を記載し、作業時写真を添付した実施報告書を発注者に提出すること。

(2) 準清潔区域・一般区域の定期清掃、消毒方法と使用資機材

1) 清掃方法

- ① 床面の洗浄後ワックス仕上げ（剥離洗浄作業の実施時期については、発注者と協議すること。）
- ② 壁面、天井の清拭
- ③ 什器、備品の清拭
- ④ 床面、壁面、天井、什器、備品の洗浄
- ⑤ 床面、壁面、天井、什器、備品の消毒

2) 作業工程

- ① 必要な資機材は外部より搬入すること。
- ② 什器、備品を整理し搬出できるものは、室外へ移動すること。
- ③ 天井、壁面の埃払いをすること。
- ④ 床面洗浄後ワックスを 2 回塗布すること。
(ただし、剥離洗浄後はワックスを 3 回塗布すること。)
- ⑤ 室外へ移動した什器、備品のキャスターを搬入すること。
- ⑥ 完了点検を行い、資機材を搬出すること。

3) 使用消毒薬

- ① 塩化ベンザルコニウム
- ② 次亜塩素酸ナトリウム
- ③ 消毒用エタノール

4) 資機材の種類

- ① 機械類…ポリッシャー、自動床洗浄機、ウェットバキューム、
高性能 HEPA フィルター付掃除機等

② 用具類…クロスホルダー、バケツ、モップハンドル、シルバーワイパー、メンテナンスワゴン、ガラススクイジー、計量カップ、脚立等

③ 消耗品…ダストクロス、ウエッタックス、剥離剤、ワックス、洗剤、手袋、モップラーグ等

④ その他…滑り止めシューズ、ガムテープ、養生フィルム等

5) 清掃作業手順

① 資機材の準備

イ) モップラーグやタオル類は、事前に次亜塩素酸ナトリウムまたは他の消毒薬で消毒後、乾燥させ専用倉庫に収納保管し、準備すること。

ロ) 資機材の小物類は専用コンテナーに収納保管し、準備すること。

ハ) ポリッシャー、ウェットバキューム等、大きなものは汚れを落としておくこと。

② 什器、備品の移動と養生

イ) 什器、備品の位置確認を行い、付箋紙に番号を書き込み貼付すること。

ロ) 什器、備品の位置をデジタルカメラで撮影すること。

ハ) 什器、備品で移動できるものは、作業の邪魔にならない場所に移動すること。

③ 天井及び壁面の清掃(通常では手の届かない範囲についても、対象とする。)

イ) ダストクロス又は高性能 HEPA フィルター付掃除機で除塵すること。

ロ) シルバーワイパー、ウエッタックス又はウエス雑巾等を用いて清拭すること。

ハ) 洗剤での清拭で除去できない汚れは(テープ痕やマジック痕)ベンジン、シンナー、アセトン等を用いること。

④ 床面清掃

イ) ダストクロス又は高性能 HEPA フィルター付掃除機で除塵すること。

ロ) 洗剤を用いて、汚れを洗浄すること。

(ただし、ワックス剥離作業時は剥離剤を用いること。)

ハ) 高濃度樹脂ワックス(有効固形分 24%以上)を 2 回塗布すること。(1 回目を十分乾燥させてから、2 回目を塗布すること。) ただし、剥離剤を用いた場合は、3 回塗布する。

(3) 汚染区域の定期的清掃・消毒方法と使用資機材

1) 清掃方法

準清潔区域・一般区域の定期的清掃・消毒方法と使用資機材と同様

2) 作業工程

① 必要な資機材は外部より搬入すること。

- ② 感染源とみられるエリアを消毒すること。
- ③ 什器、備品を整理し搬出できるものは、室外へ移動すること。
- ④ 天井、壁面の埃払いをすること。
- ⑤ 床面洗浄後ワックスを2回塗布すること。
(ただし、剥離洗浄後はワックスを3回塗布すること。)
- ⑥ 室外へ移動した什器、備品のキャスターを搬入すること。
- ⑦ 完了点検を行い、資機材を搬出すること。

3) 使用消毒薬

準清潔区・一般区域の定期的清掃・消毒方法と使用資機材と同様

4) 資機材の種類

汚染拡散防止区域の定期清掃、消毒方法と使用資機材と同様

5) 清掃作業手順

① 資機材の準備

準清潔区域・一般区域の定期清掃、消毒方法と使用資機材と同様

② 什器、備品の移動と養生

準清潔区域・一般区域の定期清掃、消毒方法と使用資機材と同様

③ 天井及び壁面の清掃(通常では手の届かない範囲についても対象とする。)

準清潔区域・一般区域の定期清掃、消毒方法と使用資機材と同様

④ 床面清掃

準清潔区域・一般区域の定期清掃、消毒方法と使用資機材と同様

※ ただし、小便器の下の石面板の清掃については、石に臭いや色の付着を防ぐため、セラミック系床用コーティング剤(高光沢高硬度コーティング剤)を年1回以上洗浄塗布すること。(外来、救急外来前、リハビリ前のトイレは特に汚れがひどくなるため、状況に応じて洗浄塗布回数を増やすこと。)

(4) 窓ガラス

- ① 窓ガラスの清掃を年1回行うこと。
- ② 足場のない部分については、安全に十分注意の上、当該施設の設備に最も適した方法で行うこと。
- ③ 網戸についても、清掃の対象として取扱うこと。なお、冬場は網戸が必要ないため、基本的には網戸を外し清掃の後に指定場所へ保管し、春には再度設置すること。
- ④ 実施時期については、事前に発注者と協議すること。
- ⑤ 窓ガラス清掃については病室に入っての作業となるため患者の状況に応じて対応し、病室に埃が散らないよう十分に配慮すること。

その他

定期清掃消毒業務は、発注者の承諾の元、日程、各フロアでのスケジュール、調整仕上げの確認等の管理を受注者が直接行い、発注者に報告するものとする。

施設別の業務内容

病院

項目／清潔度名称	清潔区域	準清潔区域	一般区域	汚染区域	その他の区域
日常清掃消毒業務	○	○	○	○	○
定期清掃消毒業務	○	○	○	○	

看護師宿舎・託児所

項目／清潔度名称	清潔区域	準清潔区域	一般区域	汚染区域	その他の区域
日常清掃消毒業務			○	○	○
定期清掃消毒業務			○	○	

医師職員宿舎

項目／清潔度名称	清潔区域	準清潔区域	一般区域	汚染区域	その他の区域
日常清掃消毒業務					○

施設別業務内容(市立病院)

区分	階別	部門	主たる作業場所	面積	材質	日常清掃									定期清掃(年間回数)			
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	A	B	C	D
					ゴミの取り除きと漏カゴの消毒	高所の家具等)・壁面(手の届く範	上拭き、消毒(ドアノブ等)	水回りの洗浄消毒(トイレ等)	床の消毒拭き(ローテーション消毒)	カーペットしみ抜き(タタミしみ抜	桶栽の散水	見直し、点検	床の剥離洗浄後ワックス仕上げ	床の一般洗浄後ワックス仕上げ	タイル床洗浄	天井及び壁面(手の届かない範囲)の清掃		
汚染	4階	病棟	①脱衣・浴室、②洗面所、③脱衣・介護浴室	101.60	磁器タイル、長尺塩ビート	6/週	1/月	6/週	3/週	6/週	6/週			6/週	1/3年(2のみ)	2/9年(2のみ)	1(2のみ)	
汚染	4階	病棟	便所(車椅子用含む)、職員便所	39.56	長尺塩ビート	6/週	1/月	6/週	6/週	6/週	6/週			6/週	1/3年(2のみ)	2/3年(2のみ)	1(2のみ)	
汚染	5階	病棟	①脱衣・浴室、②洗面所、③脱衣・介護浴室	101.60	磁器タイル、長尺塩ビート	6/週	1/月	6/週	3/週	6/週	6/週			6/週	1/3年(2のみ)	2/3年(2のみ)	1(2のみ)	
汚染	5階	病棟	便所(車椅子用含む)、職員便所	39.56	長尺塩ビート	6/週	1/月	6/週	6/週	6/週	6/週			6/週	1/3年(2のみ)	2/3年(2のみ)	1(2のみ)	
その他	屋外	共用	駐車場1・2・3、バスタンド、自転車置場	10,500.00	アスファルト舗装	6/週		1/週						6/週	6/週			
その他	地階	共用	サービスヤード、サービス道路、屋内駐車場1・2、光庭、中庭、物流センター(用駐車場	1,831.35	コンクリート金ゴテ、磁器タイル				1/月					1/週	1/月			

施設別業務内容(看護師宿舎・託児所)

区分	階別	部門	主たる作業場所	面積	材質	日常清掃									定期清掃(年間回数)				天井及び壁面 (手の届かない範囲)の 掃除
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	A	B	C	D	
						ゴミの取り除きと屑カゴの消毒	高所 (家具等) ・ 圍 (手の届く範 囲)	床の塵取り	上拭き、消毒 (ドアノブ等)	水回りの洗浄消毒	床の消毒拭き (ローティション消毒)	カーペットしみ抜き (タタミしみ抜)	植栽の散水	見直し、点検	床の剥離洗浄後フックス仕上げ	床の一般洗浄後フックス仕上げ	タイル床洗浄		
一般	1階	看宿託児	ゴミ庫	5.28	コンクリート				2/月		2/月			2/月					
一般	1階	看宿託児	控室	50.55	ビニル床シート										1/3年	2/3年		1	
一般	1階	看宿託児	前室	12.49	磁器タイル													1	
一般	1階	看宿託児	踏込	3.84	磁器タイル													1	
一般	1階	看宿託児	有子看護婦託児所	63.51	コルクタイル										1/3年	2/3年		1	
一般	1階	看宿託児	ラウンジ	48.40	フローリング			2/月						2/月	1/3年	2/3年			
一般	1階	看宿託児	自販機コーナー	3.90	フローリング			2/月						2/月	1/3年	2/3年			
一般	1階	看宿託児	和室	12.78	タタミ													1	
一般	1階	看宿託児	管理機器室	6.50	ビニル床タイル			2/月						2/月	1/3年	2/3年			
一般	1階	看宿託児	風除室	11.13	磁器タイル			2/月						2/月				1	
一般	1階	看宿託児	託児室前廊下	18.68	磁器タイル			2/月						2/月				1	
一般	1階	看宿託児	エントランスホール	45.95	磁器タイル			2/月						2/月				1	
一般	1階	看宿託児	廊下	44.25	ビニル床シート			2/月						2/月	1/3年	2/3年			
一般	1階	看宿託児	階段室	9.99	ビニル床シート			2/月						2/月	1/3年	2/3年			
一般	2階	看宿託児	談話コーナー	11.95	ビニル床シート			2/月						2/月	1/3年	2/3年			
一般	2階	看宿託児	廊下	26.60	ビニル床シート			2/月						2/月	1/3年	2/3年			
一般	2階	看宿託児	廊下	44.25	ビニル床シート			2/月						2/月	1/3年	2/3年			
一般	2階	看宿託児	階段室	44.25	ビニル床シート			2/月						2/月	1/3年	2/3年			
一般	2階	看宿託児	談話コーナー	18.72	ビニル床シート			2/月						2/月	1/3年	2/3年			
一般	3階	看宿託児	廊下	12.01	ビニル床シート			2/月						2/月	1/3年	2/3年			
一般	3階	看宿託児	廊下	26.29	ビニル床シート			2/月						2/月	1/3年	2/3年			
一般	3階	看宿託児	廊下	44.25	ビニル床シート			2/月						2/月	1/3年	2/3年			
一般	3階	看宿託児	階段室	44.25	ビニル床シート			2/月						2/月	1/3年	2/3年			
汚染	1階	看宿託児	給湯室	2.99	ビニル床シート									関係部署対応			1/3年	2/3年	1
汚染	1階	看宿託児	脱衣室	1.72	ビニル床シート									関係部署対応			1/3年	2/3年	1
汚染	1階	看宿託児	浴室	4.74	磁器タイル									関係部署対応				1	1
汚染	1階	看宿託児	便所	8.55	磁器タイル									関係部署対応				1	1
汚染	1階	看宿託児	便所	2.36	ビニル床シート									関係部署対応			1/3年	2/3年	1
汚染	1階	看宿託児	便所	3.47	ビニル床シート									2/月			1/3年	2/3年	1
その他	屋外	看宿託児	ホーチ・スローフ・前庭	74.77	磁器タイル			3/週						3/週	3/週				
その他			駐車場・駐輪場	157.39	コンクリート			3/週						3/週	3/週				
その他			中庭	290.27	真土									関係部署対応					
その他			廻廊	24.72										関係部署対応					
その他	1階		物干場	18.67	コンクリート									関係部署対応					
その他	2階			20.94										関係部署対応					
その他	3階			10.71										関係部署対応					

施設別業務内容(看護師宿舍・託児所)